



考查項目別運用表

(監督員、主任監督員)

考查項目	細別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	I. 施工管理	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> ↑ 削除する項目にシ点	●評価対象項目 <input type="checkbox"/> 「施工プロセス」のチェックリストのうち、施工管理について指示事項がない。 <input type="checkbox"/> 施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映したものとなっている。 <input type="checkbox"/> 現場条件の変化に対して、適切に対応している。 <input type="checkbox"/> 工事材料の品質に影響が無いよう保管している。 <input type="checkbox"/> 日常の出来形管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。 <input type="checkbox"/> 日常の品質管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。 <input type="checkbox"/> 現場内の整理整頓を日常的に行っている。 <input type="checkbox"/> 指定材料の品質証明書及び写真を整理している。 <input type="checkbox"/> 工事打合せ簿を、不足無く整理している。 <input type="checkbox"/> 建設副産物の再利用等への取り組みを適切に行っている。 <input type="checkbox"/> 工事全般において、低騒音型、低振動型、排出抑制対策型の建設機械及び車両を使用している。 <input type="checkbox"/> その他 内容を記載	●判断基準 評価値が90%以上.....a 評価値が80%以上90%未満.....b 評価値が80%未満.....c	① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目がある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%) = 当該項目数( ) / 評価対象項目数( ) ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は c 評価とする。	<input type="checkbox"/> 施工管理に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。	<input type="checkbox"/> 施工管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。
	II. 工程管理	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> ↑ 削除する項目にシ点	●評価対象項目 <input type="checkbox"/> 「施工プロセス」のチェックリストのうち、工程管理について指示事項が無い。 <input type="checkbox"/> 工程に与える要因を的確に把握し、それを反映した工程表を作成している。 <input type="checkbox"/> 実施工程表の作成及びフォローアップを行っており、適切に工程を管理している。 <input type="checkbox"/> 現場条件の変化への対応が迅速であり、施工の停滞が見られない。 <input type="checkbox"/> 時間制限や片側交互通行等の各種制約への対応が適切であり、大きな工程の遅れが無い。 <input type="checkbox"/> 工事の進捗を早めるための取り組みを行っている。 <input type="checkbox"/> 適切な工程管理を行い、工程の遅れが無い。 <input type="checkbox"/> 休日の確保を行っている。 <input type="checkbox"/> 工程計画以外の時間外作業がほとんど無い。 <input type="checkbox"/> その他 内容を記載	●判断基準 評価値が90%以上.....a 評価値が80%以上90%未満.....b 評価値が80%未満.....c	① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目がある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%) = 当該項目数( ) / 評価対象項目数( ) ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は c 評価とする。	<input type="checkbox"/> 工程管理に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。	<input type="checkbox"/> 工程管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。

考查項目別運用表

(監督員、主任監督員)

考查項目	細別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	Ⅲ. 安全対策	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> ↑ 削除する項目にレ点	●評価対象項目 <input type="checkbox"/> 「施工プロセス」のチェックリストのうち、安全対策について指示事項がない。 <input type="checkbox"/> 災害防止協議会等を1回/月以上行っている。 <input type="checkbox"/> 安全教育及び安全訓練等を半日/月以上実施している。 <input type="checkbox"/> 新規入場者教育の内容に、当該工事の現場特性を反映している。 <input type="checkbox"/> 工事期間を通じて、労働災害及び公衆災害が発生しなかった。 <input type="checkbox"/> 過積載防止に取り組んでいる。 <input type="checkbox"/> 仮設工の点検及び管理を、チェックリスト等を用いて実施している。 <input type="checkbox"/> 保安施設の設置及び管理を、各種基準及び関係者の協議に基づき実施している。 <input type="checkbox"/> 地下埋設物及び架空線等に関する事故防止対策に取り組んでいる。 <input type="checkbox"/> その他 内容を記載	●判断基準 評価値が90%以上.....a 評価値が80%以上90%未満.....b 評価値が80%未満.....c	① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目がある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%) = 当該項目数( ) / 評価対象項目数( ) ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は c 評価とする。	<input type="checkbox"/> 安全対策に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。	<input type="checkbox"/> 安全対策に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。
	Ⅳ. 対外関係	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> ↑ 削除する項目にレ点	●評価対象項目 <input type="checkbox"/> 「施工プロセス」のチェックリストのうち、対外関係について指示事項が無い。 <input type="checkbox"/> 関係官公庁などと調整を行い、トラブルの発生がない。 <input type="checkbox"/> 地元との調整を行い、トラブルの発生が無い。 <input type="checkbox"/> 第三者からの苦情が無い。もしくは、苦情に対して適切な対応を行っている。 <input type="checkbox"/> 関連工事との調整を行い、円滑な進捗に取り組んでいる。 <input type="checkbox"/> 工事の目的及び内容を、工事看板などにより地域住民や通行者等に分かりやすく周知している。 <input type="checkbox"/> その他 内容を記載	●判断基準 評価値が90%以上.....a 評価値が80%以上90%未満.....b 評価値が80%未満.....c	① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目がある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%) = 当該項目数( ) / 評価対象項目数( ) ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は c 評価とする。	<input type="checkbox"/> 対外関係に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。	<input type="checkbox"/> 対外関係に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。

注:配管工事の「出来形」「品質」の審査項目は一番後ろのページにあります。

審査項目別運用表

(監督員、主任監督員)

審査項目	細別	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	<input type="checkbox"/> 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内である。	<input type="checkbox"/> 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内である。	<input type="checkbox"/> 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a、bに該当しない。	<input type="checkbox"/> 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	<input type="checkbox"/> 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。
	II. 品質	<input type="checkbox"/> 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足し、ばらつきが規格値の50%以内である。	<input type="checkbox"/> 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足し、ばらつきが規格値の80%以内である。	<input type="checkbox"/> 品質関係の試験結果が試験基準を満足し、a及びbに該当しない。	<input type="checkbox"/> 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。監督職員が文書で改善指示を行った。	<input type="checkbox"/> 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず品質が劣る。契約書第17条第2項、第3項に基づき破壊検査を行った。
		① 出来形の評定は工事全般を通じて行うものとする。 ② 出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状及び寸法をいう。 ③ 出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系であるが、当該管理基準によりがたい場合等については、監督職員と協議の上で出来形管理を行うものとする。 ④ 出来形管理項目を設定していない工事は「c」評価とする。	① 品質の評定は工事全般を通じて行うものとする。 ② 品質とは、設計図書に示された工事目的物の規格をいう。 ③ 品質管理とは、「土木工事施工管理基準」の試験項目、試験基準及び規格値に基づく全ての段階における品質確保の為に管理体系である。監督職員と協議の上で品質管理を行うものとする。 ④ 品質管理項目を設定していない工事は「c」評価とする。			

考査項目別運用表

(監督員、主任監督員)

考査項目	細別	工夫事項
5. 創意工夫	I. 創意工夫	<p><b>【施工】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 施工に伴う器具、工具、装置等に関する工夫又は設備据付後の試運転調整に関する工夫。</li> <li><input type="checkbox"/> コンクリート二次製品などの代替材の利用に関する工夫。</li> <li><input type="checkbox"/> 土工、地盤改良、橋梁架設、舗装、コンクリート打設等の施工に関する工夫。</li> <li><input type="checkbox"/> 部材並びに機材等の運搬及び吊り方式などの施工方法に関する工夫。</li> <li><input type="checkbox"/> 設備工事における加工や組立等又は電気工事における配線や配管等に関する工夫。</li> <li><input type="checkbox"/> 給排水工事や衛生設備工事等における配管又はポンプ類の凍結防止、配管のつなぎ等に関する工夫。</li> <li><input type="checkbox"/> 照明などの視界の確保に関する工夫。</li> <li><input type="checkbox"/> 仮排水、仮道路、迂回路等の計画的な施工に関する工夫。</li> <li><input type="checkbox"/> 運搬車両、施工機械等に関する工夫。</li> <li><input type="checkbox"/> 支保工、型枠工、足場工、仮橋、覆工板、山留め等の仮設工に関する工夫。</li> <li><input type="checkbox"/> 盛土の締固度、杭の施工高さ等の管理に関する工夫。</li> <li><input type="checkbox"/> 施工計画書の作成、写真の管理等に関する工夫。</li> <li><input type="checkbox"/> 出来形又は品質の計測、集計、管理図等に関する工夫。</li> <li><input type="checkbox"/> 施工管理ソフト、土量管理システム等の活用に関する工夫。</li> <li><input type="checkbox"/> 情報化施工技術(一般化推進技術、実用化検討技術及び確認段階技術に限る)を活用した工事(使用原則化工事を除く) <b>※本項目は2点の加点とする。</b></li> <li><input type="checkbox"/> 特殊な工法や材料を用いた工事。</li> <li><input type="checkbox"/> 優れた技術力又は能力として評価する技術を用いた工事。</li> </ul> <p><b>【新技術活用】</b></p> <p>「新技術活用」においては、以下の5項目により、複数の技術の評価を可能とするが、<b>最大3点の加点とする。</b></p> <p>以下の項目の評価にあたっては、活用効果調査表の提出が不要な場合を除き、発注者及び受注者の双方による全ての活用効果調査表を確認した上で評価する。ただし、加点対象は受注者側から新技術活用を提案した場合のみとし、発注者が指定し活用した場合は加点措置を行わないものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> (該当技術数: )NETIS登録技術のうち、事後評価未実施技術または事後評価で「有用とされる技術」と評価された技術を活用し、活用の効果が相当程度確認できた。 <b>※本項目は3点の加点とする。</b></li> <li><input type="checkbox"/> (該当技術数: )NETIS登録技術のうち、事後評価未実施技術または事後評価で「有用とされる技術」と評価された技術を活用し、活用の効果が一定程度確認できた。 <b>※本項目は2点の加点とする。</b></li> <li><input type="checkbox"/> (該当技術数: )NETIS登録技術のうち、事後評価未実施技術または事後評価で「有用とされる技術」と評価された技術を活用し、活用の効果が従来技術と同程度である。 <b>※本項目は1点の加点とする。</b></li> <li><input type="checkbox"/> (該当技術数: )NETIS登録技術のうち、事後評価実施済み技術(「有用とされる技術」を除く)を活用し、活用の効果が相当程度確認できた。 <b>※本項目は2点の加点とする。</b></li> <li><input type="checkbox"/> (該当技術数: )NETIS登録技術のうち、事後評価実施済み技術(「有用とされる技術」を除く)を活用し、活用の効果が一定程度確認できた。 <b>※本項目は1点の加点とする。</b></li> </ul> <p>※ここで「有用とされる技術」とは、「公共工事における新技術活用システム」実施要領で定める「有用とされる技術」をいう。</p> <p><b>※複数の技術の評価にあたっては、活用した技術数に応じ複数の評価項目を選択することを可能とするが、最大3点の加点とする。複数の技術が同一の評価項目に該当した場合、該当技術数に対し各項目の加点点数を掛け合わせたものを評価の点数とするが、この場合も最大3点の加点とする。</b></p> <p><b>【品質】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 土工、設備、電気の品質向上に関する工夫。</li> <li><input type="checkbox"/> コンクリートの材料、打設、養生に関する工夫。</li> <li><input type="checkbox"/> 鉄筋、PCケーブル、コンクリート二次製品等の使用材料に関する工夫。</li> <li><input type="checkbox"/> 配筋、溶接作業等に関する工夫。</li> </ul> <p><b>【安全衛生】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 建設業労働災害防止協会が定める指針に基づく安全衛生教育を実施している。 <b>※本項目は2点の加点とする。</b></li> <li><input type="checkbox"/> 安全を確保するための仮設備等に関する工夫。(落下物、墜落、転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等)</li> <li><input type="checkbox"/> 安全教育、技術向上講習会、安全パトロール等に関する工夫。</li> <li><input type="checkbox"/> 現場事務所、労務者宿舎等の空間及び設備等に関する工夫</li> <li><input type="checkbox"/> 有毒ガス並びに可燃ガスの処理及び粉塵防止並びに作業中の換気等に関する工夫。</li> <li><input type="checkbox"/> 一般車両突入時の被害軽減方策又は一般交通の安全確保に関する工夫。</li> <li><input type="checkbox"/> 厳しい作業環境の改善に関する工夫。</li> <li><input type="checkbox"/> 環境保全に関する工夫。</li> </ul>

考查項目別運用表

(監督員、主任監督員)

考查項目	細別	工夫事項	
5. 創意工夫	I. 創意工夫	<p>【その他】</p> <p><input type="checkbox"/> その他 理由:内容を記載</p>	
	記述評価 内容を詳細記述)	評点 _____ 点	【創意工夫の詳細評価】工夫の内容及び具体的内容を記載(新技術活用を評価した場合NETIS登録番号と新技術名称を記載)

- ※1. 特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。
- ※2. 評価は各項目においてレ点が付されれば1、2、3点で評価し、最大7点の加点評価とする。
- ※3. 該当する数と重みを勘案して評定する。1項目1点を目安とするが、内容によってはそれ以上の点数を与えてもよい。
- ※4. 上記の考查項目の他に評価に値する企業の工夫があれば、その他に具体的内容を記載して加点する。

考查項目別運用表

(監督員、主任監督員)

考查項目	細別/工種	a	b	c	d	e
		適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
3. 出来形 及び 出来ばえ	I. 出来形	【評価対象項目】 <input type="checkbox"/> 出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図及び出来形管理表を工夫していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 不可視部分の出来形が写真で確認できる。 <input type="checkbox"/> 写真管理基準の管理項目を満足している。 <input type="checkbox"/> 出来形管理基準が定められていない工種について、監督職員と調整の上管理していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 要求した完成図等が適切にまとめられており、確認出来る。 <input type="checkbox"/> 配水管付属設備等の出来形が要求を満足するものである。 <input type="checkbox"/> 出来形について確認出来る記録・資料等が整っている。 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 内容を記載			<input type="checkbox"/> 監督職員が文書で改善指示を行った。	<input type="checkbox"/> 契約書第17条に基づき改造請求を行った。
	上水道配管工事 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> ↑ 削除する項目にレ点					
		※ 評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。 適合率が90%以上.....a 適合率が80%以上～90%未満...b 適合率が60%以上～80%未満...c				

考查項目別運用表

3. 出来形及び出来ばえ	II. 品質 水道配管工事	a	b	c	d	e	
		適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である	
		<p>【評価対象項目】 (共通)</p> <p><input type="checkbox"/> 材料の品質規格証明書等が整備され、設計図書の品質を満足していることが確認できる。  <input type="checkbox"/> 仕様書等で定められている品質管理試験が適切に実施され記録が整備されている。  <input type="checkbox"/> 水圧試験・管の洗浄が適切に実施されている。  <input type="checkbox"/> 管の明示(明示テープ・明示シート)の施工が適切に実施されていることが確認できる。  <input type="checkbox"/> スリーブ被覆工及び分水部の外面防食が適切に実施されていることが確認出来る。  <input type="checkbox"/> 鉄蓋設置においては、構造物に堅固に取り付けられ、路面との調整も適正である。  <input type="checkbox"/> 弁室・栓室等は、有害なひび割れ、損傷等の欠点はない。  <input type="checkbox"/> 埋戻しについて、仕様書どおり施工され管理されている。  <input type="checkbox"/> 切管の有効長及び管の接合(ダクタイル鋳鉄管においてはライナの設置を含む)について、仕様書どおり適切に施工されていることが確認できる。  <input type="checkbox"/> 継手の施工が適切に管理されていることが確認できる。  <input type="checkbox"/> 給水装置切替工事は、設計図書に基づき給水装置工事施工要領を遵守し施工している。  <input type="checkbox"/> 止水栓筐、メーターますの設置においては、地面との調整も適切である。  <input type="checkbox"/> 仮復旧及び本復旧の路盤及び表層・基層は、仕様書どおり施工され管理されている。  <input type="checkbox"/> 側溝・縁石・柵・標識等の道路付属物の復旧が適切に行われている。  <input type="checkbox"/> その他                      内容を記載</p>				<p><input type="checkbox"/> 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を越えるものがあり、監督職員が文書で改善指示を行った。</p>	<p><input type="checkbox"/> 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず品質が劣り、契約書第17条第2項、3項に基づき破壊検査を行った。</p>
		<p>(推進)</p> <p><input type="checkbox"/> 推進管の推進精度が確保されていることが確認できる。  <input type="checkbox"/> 配水管と推進管との空隙への充填材料・施工状況・充填度が適切であることが確認できる。  <input type="checkbox"/> 薬液注入工は改良範囲及び注入量が工事に係る打合せ簿等により確認出来る。  <input type="checkbox"/> 立坑は設計図や仕様書に沿って施工されている。  <input type="checkbox"/> その他                      内容を記載</p>					
		<p>(溶接・塗装・防凍)</p> <p><input type="checkbox"/> 溶接施工に係る施工計画書を提出している。  <input type="checkbox"/> 溶接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。  <input type="checkbox"/> 塗装作業にあたり、塗布面を十分に乾燥させて施工していることが確認できる。(重ね塗りの場合も含む)  <input type="checkbox"/> 防凍工が設計図書に基づき行われていることが確認出来る。  <input type="checkbox"/> その他                      内容を記載</p>					
	↑ 削除する項目にシ点	<p>※評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。                      ※適合率が80%以上.....a                      ※適合率が60%以上～80%未満...b                      ※適合率が60%未満.....c</p>					